

河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル〔共通版〕作成概要

- ・「平成 28 年度版河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル[河川版]」のⅠ概要編及び「平成 28 年度版河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル[ダム湖版]」のⅠ概要編のうち内容が共通する章を集約
- ・「平成 28 年度版河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル[河川版]」のⅨ参考資料編 全体調査計画策定の手引き及び「平成 28 年度版河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル[ダム湖版]」の参考資料 4. 全体調査計画策定の手引きから「全体調査計画策定の手引き」を移行
- ・「平成 28 年度版河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル[ダム湖版]」の参考資料 3. 堰・遊水池・調節池における留意事項の章を移行
- ・「令和 8 年度版河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル[河川版]」及び「令和 8 年度版河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル[ダム湖版]」の改定内容の反映（表を参照）

表 H28 基本調査マニュアル（河川版・ダム湖版）概要編からの変更概要

項目	H28 基本調査の概要
2.1 現地調査に際し留意すべき法令等	表名を「表 2.1 現地調査に際し留意すべき法令等」に変更の上、法令等に「航空法」を追加。
2.1 現地調査に際し留意すべき法令等	以下の注意事項を追加 (ケ)魚類環境 DNA 調査における橋からの採水については、橋の管理者への作業届が必要な場合もあるため、橋の管理者に問い合わせたうえで、採水作業を実施する。 (コ)無人航空機(UAV)で空中写真等を撮影する場合は、事前に以下のホームページを確認し、必要な手続きを行う。国土交通省「無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の飛行ルール」 https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html
3. 調査精度の確保	魚類環境 DNA 調査については、河川水辺の国勢調査アドバイザー等学識経験者等へのヒアリングは実施しない旨を追記
4. 標本の作製及び保管	魚類環境 DNA 調査については、標本の作製が不要であることと、分析終了後の試料の取り扱いを別途定める旨を追記
6. 堰・遊水地・調節池における留意事項	・対象とする堰・遊水地・調整池が位置する管理区間に応じた調査を実施する旨を明記 ・調査対象項目に魚類環境 DNA 調査を追記
全体調査計画策定の手引き	新旧対照表（全体調査計画策定の手引き）を参照